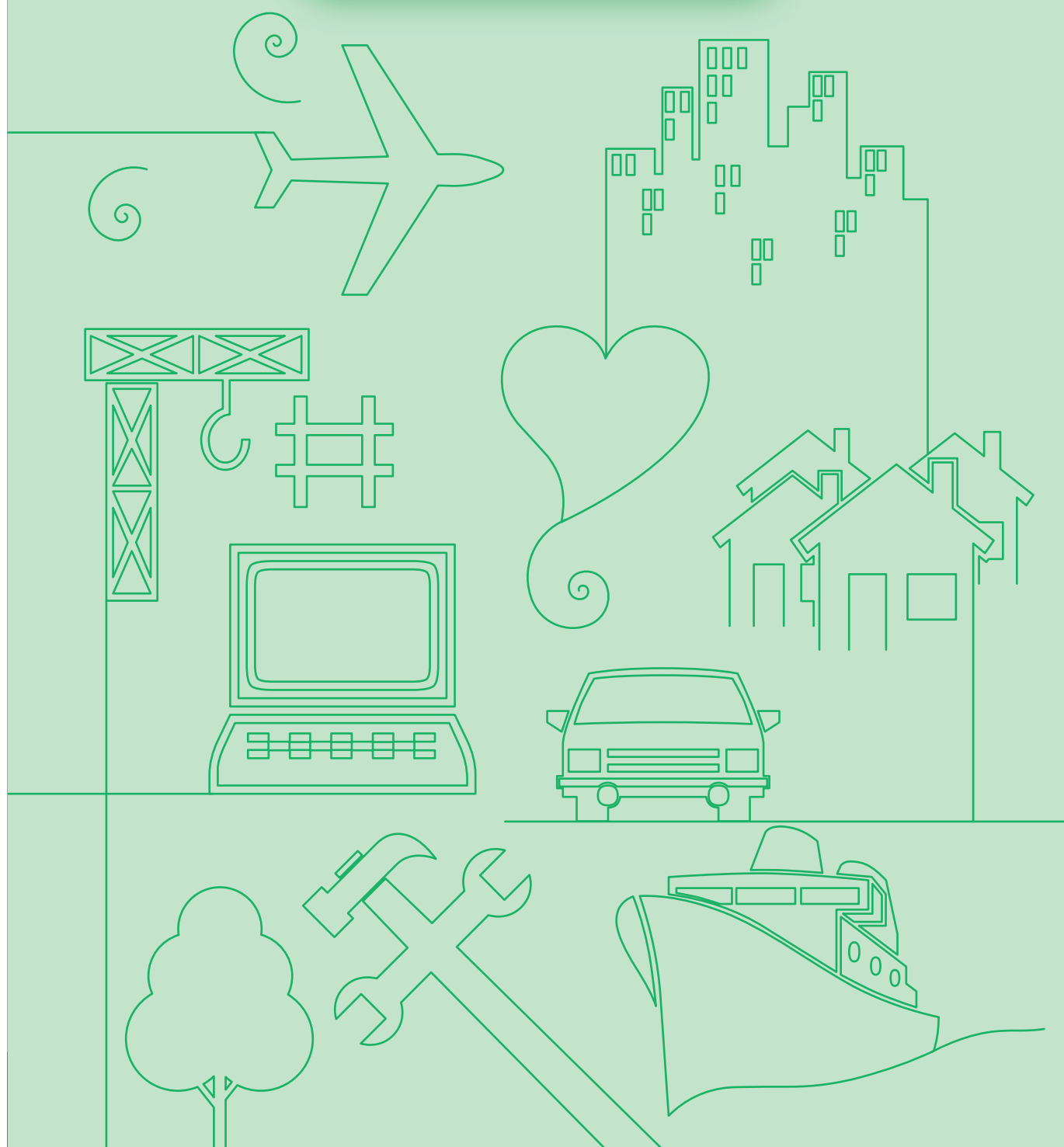


職業訓練指導員免許の

ごあんない





職業訓練指導員免許とは

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）の規定に基づく公共職業能力開発施設（国・都道府県が職業訓練を行うために設置した施設）及び認定職業訓練施設（事業主等が職業訓練を行うために設置した施設）で訓練指導に当たる者を職業訓練指導員といいます。これらの施設で訓練を担当する指導員は「職業訓練指導員免許」を必要とします。

交付された職業訓練指導員免許は全国で有効です。（免許職種：2 ページ参照）

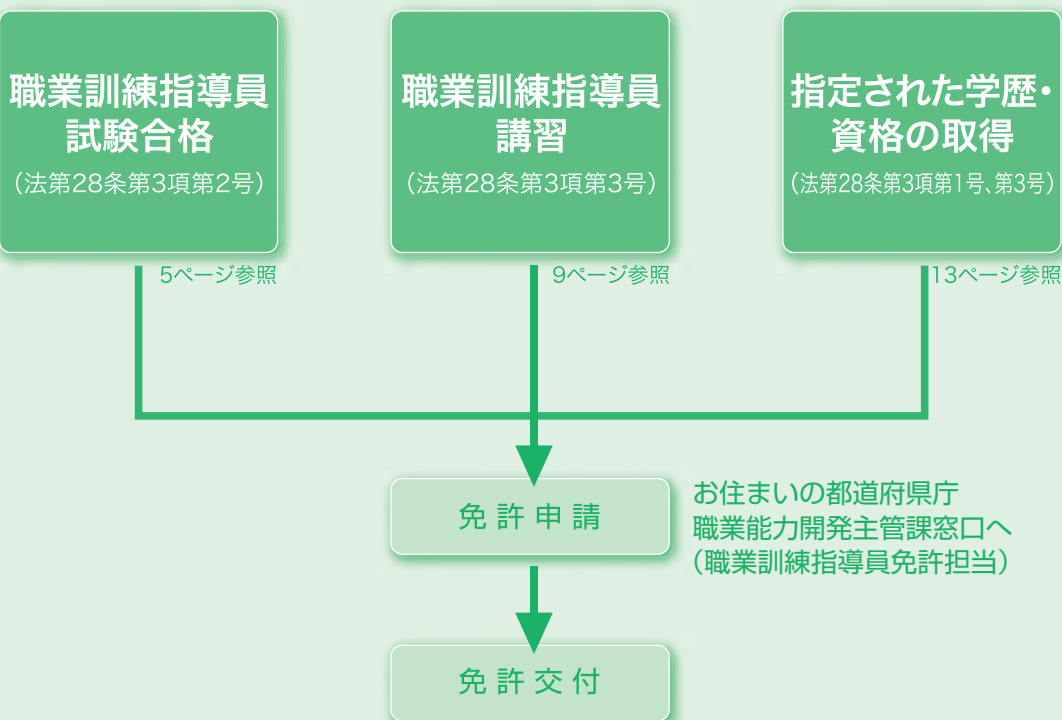
ただし、次の各項のいずれかに該当する者は、免許を受けることができません。

- ・ 成年被後見人又は被補佐人
- ・ 禁錮以上の刑に処せられた者
- ・ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から 2 年を経過しない者

※『職業訓練指導員免許取得＝職業訓練指導員採用』ではありません。公共職業能力開発施設の職業訓練指導員を希望する方は別途に採用試験を受けてください。

職業訓練指導員免許の取得方法

「職業訓練指導員免許」の取得方法は、次のとおりです。



※法…職業能力開発促進法

〈職業訓練指導員免許職種(平成29年3月24日現在 123職種)〉

機 械 分 野 機械科 自動車製造科 自動車整備科 自動車車体整備科 航空機製造科 航空機整備科 鉄道車両科 造船科 製材機械科 内燃機関科 建設機械科 農業機械科 縫製機械科	精密機器分野 時計科 光学ガラス科 光学機器科 計測機器科 理化学機器科	農 林 分 野 園芸科 造園科 森林環境保全科	食品加工分野 麺科 パン・菓子科 食肉科 水産物加工科 発酵科 日本料理科 中国料理科 西洋料理科
金 属 分 野 鉄鋼科 鋳造科 鍛造科 熱処理科 塑性加工科 溶接科 構造物鉄工科 金属表面処理科	建 設 分 野 建築科 枠組壁建築科 とび科 建設科 プレハブ建築科 屋根科 スレート科 建築板金科 防水科 サッシ・ガラス施工科 畳科 インテリア科 床仕上げ科 表具科 左官・タイル科 築炉科 ブロック建築科 熱絶縁科 冷凍空調機器科 配管科 住宅設備機器科 建築物設備管理科 ボイラー科	木 材 加 工 分 野 木型科 木工科 工業包装科	工 芸 分 野 木材工芸科 竹工芸科 漆器科 貴金属・宝石科 印章彫刻科 塗装科
電 気・電 子 分 野 電子科 電気科 コンピュータ制御科 発電電科 送配電科 電気工事科 メカトロニクス科 情報処理科	土 木 分 野 さく井科 土木科 測量科	資 材 加 工 分 野 紙器科 プラスチック製品科 レザー加工科 ガラス科 ほうろう製品科 陶磁器科 石材科	印 刷 分 野 製版・印刷科 製本科
通 信 分 野 電気通信科 電話交換科	運 転 分 野 クレーン科 建設機械運転科 港湾荷役科 フォークリフト科	織 維 分 野 織布科 織機調整科 染色科 ニット科 洋裁科 洋服科 縫製科 和裁科 寝具科 帆布製品科	美 術 分 野 広告美術科 デザイン科
			事 務 分 野 事務科 貿易事務科
			サービ 分 野 流通ビジネス科 観光ビジネス科 ホテル・旅館・レストラン科 写真科 理容科 美容科 フラワー装飾科 建築物衛生管理科
			検 査 分 野 化学分析科 公害検査科 臨床検査科
			福 祉 分 野 介護サービス科 福祉工学科 義肢装具科



職業訓練指導員免許申請の手続き

(1) 提出先

東京都産業労働局雇用就業部能力開発課窓口(4ページ:案内図参照)

※東京都内にお住まいの方

(2) 提出書類等

次のとおり、関係書類を添えて申請してください。

資格 必要書類	職業訓練 指導員試験 合格者	職業訓練 指導員講習 (48時間講習) 修了者	指定された学歴・資格の取得	
			職業能力開発総合 大学校修了者(長期・短期養成課程、 職種転換課程)	高等学校の教員の 普通免許状を 所持している者
職業訓練指導員 免許申請書(注1)	○	○	○	○
履歴書		○(注1) (注2)		
指導員試験合格証書	○			
指導員講習修了証書		○		
指導員講習の 受講資格を示すもの		○		
卒業(修了)証明書			○	○
履修した科目内容を示すもの(注2)			○ (履修証明書)	○(注3)
高等学校の教員の 普通免許状				○
本人を証明する もの(注4)	○	○	○	○
手数料	1職種につき 2,300円(平成29年3月24日現在)			

注1) 窓口に所定の様式のもの置いてあるほか、「TOKYOはたらくネット」(東京都の雇用就業に関するWEBサイト <http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/>)の「職業能力開発」→「技能に関する資格から」もダウンロードできます。

注2) 東京都職業能力開発協会の職業訓練指導員講習(48時間講習)を修了された方は、修了後に渡される申請用書類一式の中に入っています。他県の職業能力開発協会にて受講された方は(注1)の様式を使用してください。

注3) 職業能力開発促進法施行規則別表第11「学科試験の科目」及び「実技試験の科目」欄に示す科目を履修したことを証明するもの(成績証明書、履修証明書など)です。申請する前に照合する必要がありますので、必ず事前に担当窓口(4ページ参照)にご相談ください。

注4) 本人であること(氏名、生年月日、住所、顔写真)を公的に証するもの(運転免許証等)。あわせて、各証書、証明書取得した時から氏名が変更された場合、氏名変更を証するもの(戸籍抄本、年金手帳等)。

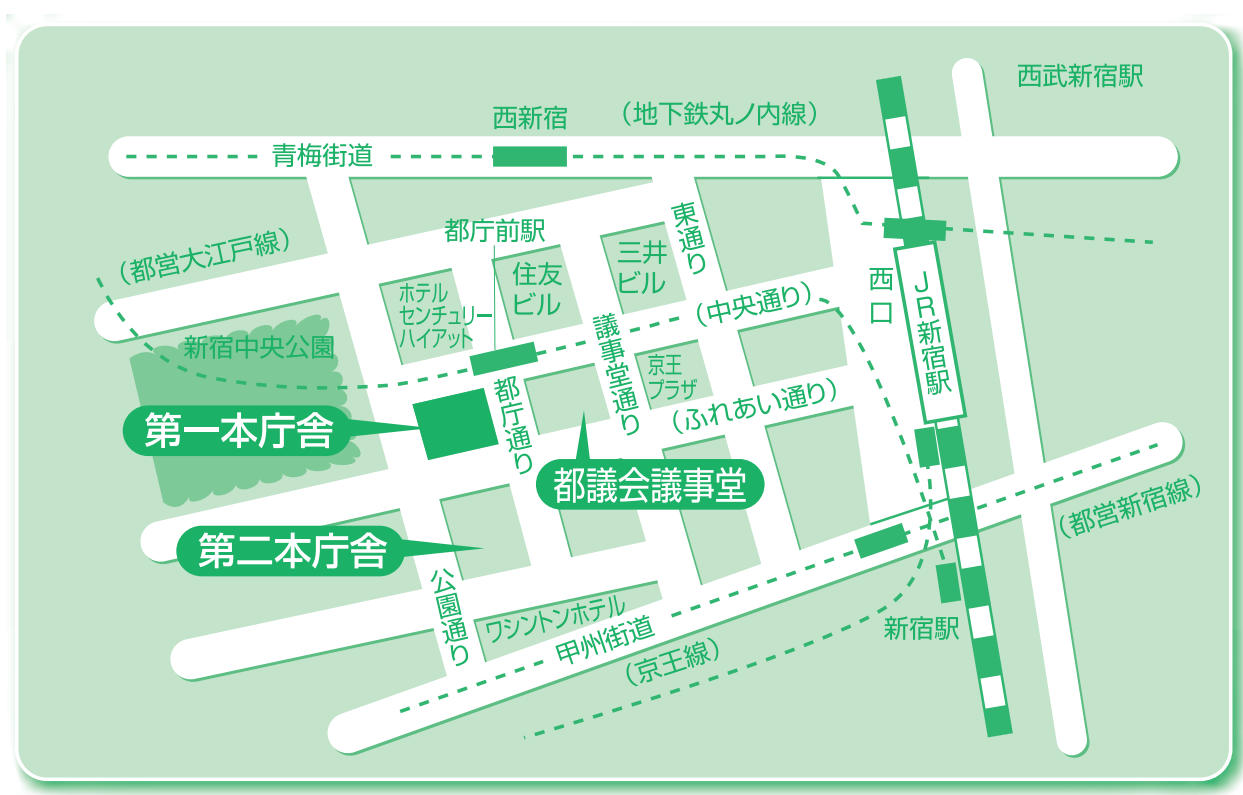
(3)問い合わせ先

東京都産業労働局雇用就業部能力開発課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎31階北側

TEL 03(5320)4717(ダイヤルイン)

URL <http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/> (TOKYOはたらくネット)



- ・都営地下鉄大江戸線 都庁前駅
- ・JR線、地下鉄丸の内線、京王線、小田急線、都営地下鉄新宿線、
新宿駅から徒歩約10分

再交付等について

東京都で交付された免許証については、再交付、証明書発行を行っております。必要な方は事前に担当窓口(4ページ参照)をご確認ください。



職業訓練指導員免許の取得方法

1 職業訓練指導員試験

職業訓練指導員試験は、実技試験及び学科試験〔指導方法・関連学科（系基礎学科・専攻学科）〕によって職業訓練指導員としての適否を判定するものです。

（1）実施時期（東京都の場合）

詳細については、東京都産業労働局雇用就業部能力開発課までお問い合わせください。

（4ページ：問い合わせ先参照）

（2）実施内容

技能検定の1級・単一等級合格者を受験対象とした指導方法の試験は毎年実施しています。
実技試験及び関連学科試験（系基礎学科・専攻学科）を行う職種はその年ごとに東京都で選定します。

（3）受験資格等

（別表1）受験資格及び免除範囲 6ページ

（別表2）他の法令による受験資格及び免除範囲 7～8ページ

（4）提出書類等

- ①受験申請書
- ②履歴書
- ③写真（タテ4cm×ヨコ3cm、2枚）
- ④印鑑
- ⑤受験資格及び免除資格を証する書類
- ⑥身分証明書等

※職業訓練指導員試験実施内容の詳細については、別途受験案内を発行いたします。

別表1〈受験資格及び免除範囲〉

受 験 資 格				受験に必要な 実務経験年数	免 除 範 囲			
					実技	学 科		
						指導方法	系基礎	専 攻
職業能力開発促進法によるもの	長期課程の指導員訓練修了者（他の免許職種を受験する場合）			1 年				
	長期養成課程の指導員養成訓練修了者			1 年				
	短期養成課程の指導員養成訓練修了者 （職業能力開発総合大学校の長が認める者）			1 年	合格と認められる科目 について免除			
	免許職種に関し応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了者			0 年			○	○
	免許職種に関し専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了者			1 年			○	○
	免許職種に関し普通課程の普通職業訓練修了者			2 年				
	免許職種に関し専修訓練課程の普通職業訓練修了者			3 年				
	免許職種に関し短期課程の普通職業訓練（700時間以上）修了者			3 年				
学校教育法によるもの	大学において免許職種に関する学科を修めて卒業した者			1 年			○	○
	短期大学において免許職種に関する学科を修めて卒業した者			2 年				
	高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者			2 年			○	○
	高等学校又は中等教育学校後期課程において免許職種に関する学科を修めて卒業した者			3 年				
	高等学校又は中等教育学校以上の卒業者			5 年				
	実務経験のみの者			8 年				
	厚生労働大臣指定校	専門課程の専修学校において免許職種に関する 学科を修めて卒業した者	2年制	3 年				
			3年制	2 年				
		高等課程もしくは一般課程の専修学校又は各種学校に おいて免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2年制	4 年				
3年制			3 年					
技能検定合格者	免許職種に関し技能検定1級又は単一等級合格者（11・12ページ別表3参照）			0 年	○		○	○
	免許職種に関し技能検定単一等級「電子回路」「バルコニー施工」合格者			0 年				
	免許職種に関し技能検定2級合格者			0 年	○			
指導員免許一部合格者	免許職種に関し職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者			—	○			
	免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験（指導方法）に合格した者			—		○		
	免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験（関連学科のうち系基礎学科）に合格した者			—			○	
	免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験（関連学科のうち専攻学科）に合格した者			—				○
	職業訓練指導員試験において他科の学科試験（関連学科のうち系基礎学科）に合格した者（当該職業訓練指導員試験に関わる系基礎学科のみ）			—			○	
	他の職種の職業訓練指導員免許を有する者			—		○		
その他	他の法令により受験資格を有する者（7ページ別表2参照）			0 年	（7ページ別表2参照）			

注）○印は免除される範囲を示します。＊「電子回路接続」「バルコニー施工」は除きます。

別表2〈他の法令による受験資格及び免除範囲〉

免 許 職 種	受験をすることができる者
溶 接 科	ボイラー及び圧力容器安全規則によるボイラー溶接士免許を有する者
建 設 機 械 科	建設業法施行令による建設機械施工の技術検定の合格証明書を有する者
冷凍空調機器科	高圧ガス保安法による第一種冷凍機械責任者、第二種冷凍機械責任者又は第三種冷凍機械責任者の免状を有する者
発 変 電 科	電気事業法施行規則による第一種ボイラー・タービン主任技術者又は第二種ボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者
電 気 科	電気事業法施行規則による第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者若しくは第三種電気主任技術者の免状を有する者、航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令（昭和54年通商産業省令第52号。以下この項において「昭和54年省令」という。）による改正前の航空機製造事業法施行規則による電気機器国家試験の合格証を有する者又はエネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者（エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第29条の表の試験区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第一の研修区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る。以下この項において同じ。）
送 配 電 科	電気事業法施行規則による第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者の免状を有する者
電 気 工 事 科	電気事業法施行規則による第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者若しくは第三種電気主任技術者の免状を有する者、エネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者（エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第二十九条の表の試験区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第一の研修区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る。以下この項において同じ。）、建設業法施行令による電気工事施工管理の技術検定の合格証明書を有する者又は電気工事士法による第一種電気工事士の免状を有する者
電 子 科	電波法による第一級陸上無線技術士若しくは第二級陸上無線技術士若しくは第一級アマチュア無線技術士若しくは第二級アマチュア無線技術士の免許を有する者又は航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令（昭和48年通商産業省令第71号。以下この項において「昭和48年省令」という。）による改正前の航空機製造事業法施行規則による電子機器国家試験の合格証を有する者
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則による一級四輪自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士、二級三輪自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者（※1）
自動車車体整備科	自動車整備士技能検定規則による一級四輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士、二級三輪自動車整備士又は自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者（※1）
航空機製造科	航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験の合格証を有する者
航空機整備科	航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験の合格証を有する者及び航空法による一等航空整備士若しくは二等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者
建築科 枠組壁建築科 ブロック建築科 防水科 プレハブ建築科	建築士法による一級建築士又は二級建築士の免許を有する者
熱 絶 縁 科	エネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者（エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第29条の表の試験区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第一の研修区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る。以下この項及びボイラー科の項において同じ。）
測 量 科	測量法による測量士又は測量士補の合格証書を有する者
ボ イ ラ ー 科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士若しくは一級ボイラー技士の免許を有する者、電気事業法施行規則によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者又はエネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者
電 気 通 信 科	電波法による第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士若しくは第三級総合無線通信士又は航空無線通信士の免許を有する者
臨 床 検 査 科	医師法による医師国家試験、歯科医師法による歯科医師国家試験又は獣医師法による獣医師国家試験の合格証書を有する者及び臨床検査技師等に関する法律による臨床検査技師の免許を有する者
事 務 科	公認会計士法による公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士法による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者及び商工会議所法に基づいて商工会議所法が行う簿記に関する一級の技能の検定の合格証明書を有する者
和 裁 科	商工会議所法に基づいて商工会議所が行う和裁に関する一級又は二級の技能の検定の合格証書を有する者
情 報 処 理 科	情報処理技術者試験規則の規定によるシステム監査技術者試験、アプリケーションエンジニア試験、ネットワークスペシャリスト試験若しくは第一種情報処理技術者試験又は情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令（平成6年通商産業省令第1号。以下この項において「平成6年省令」という。）による改正前の情報処理技術者試験規則による情報処理システム監査技術者試験、特種情報処理技術者試験若しくはオンライン情報処理技術者試験の合格証書を有する者
建築物衛生管理科	建築物における衛生的環境の確保に関する法律による建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者

試験の免除を受けることができる者	免 除 範 囲			
	実技	学 科	指 導 方 法	系 基 礎 専 攻
ボイラー及び圧力容器安全規則による特別ボイラー溶接士免許を有する者	○		○	○
建設業法施行令による建設機械施工の一級の技術検定の合格証明書を有する者			○	○
高圧ガス保安法による第一種冷凍機械責任者の免状を有する者			○	○
電気事業法施行規則による第一種ボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者			○	○
電気事業法施行規則による第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者若しくは第三種電気主任技術者の免状を有する者、昭和54年省令による改正前の航空機製造事業法施行規則による電気機器国家試験の合格証を有する者又はエネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者			○	○
電気事業法施行規則による第一種電気主任技術者又は第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者の免状を有する者			○	○
電気工事士法による第一種電気工事士の免状を有する者	○ (電気工事)			
電気事業法施行規則による第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者若しくは第三種電気主任技術者の免状を有する者又はエネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者			○	○
電波法による第一級陸上無線技術士の免許を有する者	○		○	○
昭和48年 省令による改正前の航空機製造事業法施行規則による電子機器国家試験の合格証を有する者			○	○
自動車整備士技能検定規則による一級四輪自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士、二級三輪自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者(※1)	○		○	○
自動車整備士技能検定規則による一級四輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士又は二級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者(※1)	自動車整備 (内燃機関 を除く)		○	車格及び 車体整備法 を除く
自動車整備士技能検定規則による自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	○		○	○
航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験の合格証を有する者			○	○
航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験の合格証を有する者			○	○
航空法による一等航空整備士若しくは二等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	○		○	○
建築士法による一級建築士の免許を有する者			○	○
エネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者			○	○
測量法による測量士の試験の合格証書を有する者	○		○	○
ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者又は電気事業法施行規則によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	○		○	○
エネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者			○	○
電波法による第一級総合無線通信士の免許を有する者	○		○	○
医師法による医師国家試験、歯科医師法による歯科医師国家試験又は獣医師法による獣医師国家試験の合格証書を有する者	○		○	○
臨床検査技師等に関する法律による臨床検査技師の免許を有する者			○	○
公認会計士法による公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士法による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	○		○	○
商工会議所法に基づいて商工会議所が行う簿記に関する一級の技能の検定の合格証明書を有する者	○(簿記のみ)			○(簿記のみ)
商工会議所法に基づいて商工会議所が行う和裁に関する一級又は二級の技能の検定の合格証書を有する者	○			
情報処理技術者試験規則の規定によるシステム監査技術者試験若しくはアプリケーションエンジニア試験又は平成6年省令による改正前の情報処理技術者試験規則による情報処理システム監査技術者試験若しくは特種情報処理技術者試験の合格証書を有する者			○	○
建築物における衛生的環境の確保に関する法律による建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者			○	○

(※1) 一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士を含む。

注) ○印は免除される範囲を示します。

2 職業訓練指導員講習〈48時間講習〉

職業訓練指導員講習とは、職業能力開発促進法による技能検定1級・単一等級合格者や大学等で免許職種に関する学科を履修し、かつ、一定以上の実務経験のある方等で、職業訓練指導員免許の取得を希望する方のために実施されるものです。

(1) 実施時期

東京都職業能力開発協会では、同じ内容の講習を年3回程度実施します。
他の道府県の職業能力開発協会が実施する講習については、それぞれの協会にお問い合わせください。

(2) 講習内容

時 間	時間数	科 目	内 容
6日間 (計48時間)	4	職業訓練原理	職業訓練の沿革・意義・目的、職業訓練指導員の役割等
	16	教科指導法	訓練計画、指導の準備・進め方、教材の活用、訓練評価等
	3	労働安全衛生	安全衛生の管理、安全の確保、衛生作業環境
	7	訓練生の心理	訓練生の心理、生涯発達の心理、技能習得の心理等
	6	生活指導	生活指導の目的・範囲・方法等
	4	関係法規	職業能力開発促進法、職業安定法、労働基準関係法等
	6	事例研究	作業分解・実技指導案等の事例研究
	2	確認テスト	合格者には講習修了証書を授与

※講師は職業能力開発行政担当職員及び各科目の専門家です。

(3) 受講資格

受 講 資 格			必要な実務経験 年数(※4)
職業能力開発促進法 によるもの	免許職種に関し応用課程の高度職業訓練修了者	かつ技能照査合格者	1年以上
	免許職種に関し専門課程の高度職業訓練修了者	かつ技能照査合格者	3年以上
	免許職種に関し普通課程の普通職業訓練修了者	かつ技能照査合格者	4年以上
			6年以上
	免許職種に関し短期課程の普通職業訓練(700時間以上)修了者(※1)		7年以上
	免許職種に関し技能検定1級又は*単一等級合格者(11・12ページ別表3参照)(※2)		10年以上
学校教育法 によるもの	大学において免許職種に関する学科を修めて卒業した者(※3)		—
	短期大学・高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者(※3)		2年以上
	高等学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者(※3)		4年以上

*「電子回路接続」「バルコニー施工」は除きます。

(※1) 短期課程の普通職業訓練のうち規則別表第4に掲げる科目に限りです。

(※2) 「技能検定」とは、厚生労働省所管の職業能力開発促進法に基づく「技能検定」です。1級・単一等級技能検定合格者でも、対応する職業訓練指導員免許職種がない職種では、受講資格が生じません。

(※3) 「免許職種に関する学科を修めて」とは、職業能力開発促進法施行規則別表第11に掲げる科目に示すものを履修したことを指します。

(※4) 「1級・単一等級技能検定合格者」以外の区分で受講の場合、免許職種に関する実務経験が必要となります。

(4) 提出書類等

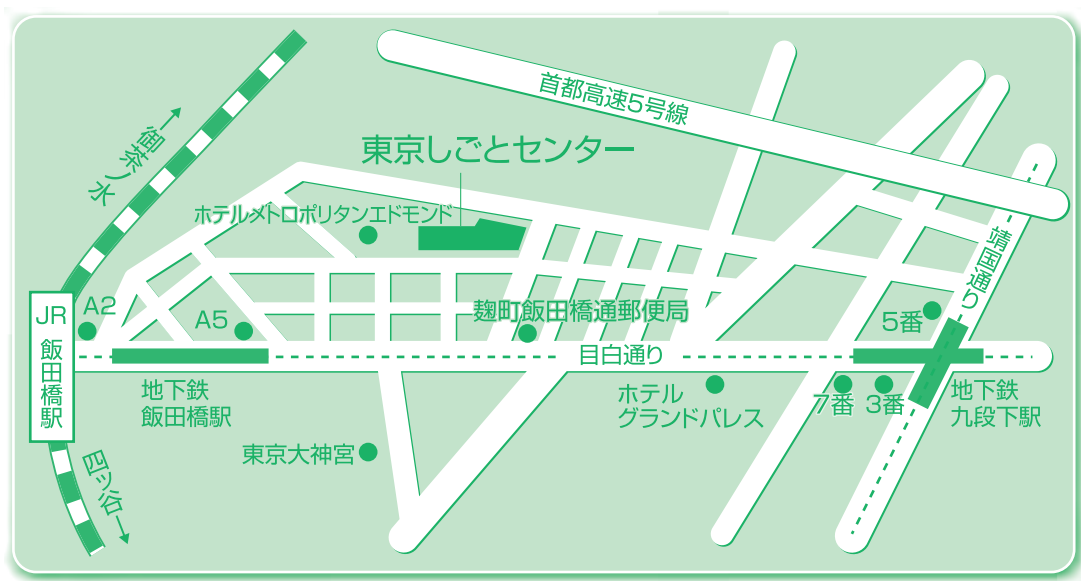
- ①受講申請書
- ②履歴書（含実務経験証明書）
- ③写真（タテ4cm×ヨコ3cm、1枚）
- ④受講料（金額はお問い合わせください。）
- ⑤印鑑
- ⑥受講資格を証明する書類

(5) お問い合わせ先

東京都職業能力開発協会

〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7階

TEL 03-5211-2352



- JR飯田橋駅東口から徒歩7分
- 地下鉄東西線飯田橋駅A5出口から徒歩5分
- 地下鉄南北線・有楽町線・都営大江戸線飯田橋駅A2出口から徒歩7分
- 地下鉄東西線九段下駅7番から徒歩8分
- 地下鉄半蔵門線・都営新宿線九段下駅3番・5番出口から徒歩10分

※職業訓練指導員講習の詳細については、東京都職業能力開発協会が発行している
「職業訓練指導員講習(48時間講習)のご案内」をご覧ください。

別表3〈技能検定職種と免許職種の対応〉

検定職種	免許職種
機 械 分 野	
機械加工 放電加工 金型製作 仕上げ 機械検査 機械保全 油圧装置調整 テクニカルイラストレーション 機械・プラント製図	機械科
切削工具研削	機械科 製材機械科
内燃機関組立て	自動車製造科 内燃機関科
鉄道車両製造・整備	鉄道車両科
鉄工	造船科（塑性加工科） 鉄道車両科（構造物鉄工科）
製材のこ目立て	製材機械科（木工科）
建設機械整備	建設機械科
農業機械整備	農業機械科
縫製機械整備	縫製機械科
金 属 分 野	
金属溶解	鉄鋼科 鋳造科
鋳造 粉末冶金 ダイカスト	鋳造科
鍛造	鍛造科
金属熱処理 金属材料試験	熱処理科
金属プレス加工 工場板金	塑性加工科
建築板金	塑性加工科（建築板金科）
鉄工	塑性加工科（造船科） 構造物鉄工科（鉄道車両科）
めっき アルミニウム陽極酸化処理	金属表面処理科
電 気 ・ 電 子 分 野	
*電子回路接続 電子機器組立て 半導体製品製造	電子科
自動販売機調整	電子科 電気科
電気製図	電気科
電気機器組立て	電気科 メカトロニクス科

検定職種	免許職種
精 密 機 器 分 野	
時計修理	時計科
光学機器製造	光学ガラス科 光学機器科
建 設 分 野	
建築大工 枠組壁建築 *バルコニー施工 建築図面製作	建築科 枠組壁建築科
サッシ施工	建築科 サッシ・ガラス施工科
とび	とび科
型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工	建設科
かわらぶき	屋根科
スレート施工	スレート科
建築板金	建築板金科（塑性加工科）
防水施工	防水科
カーテンウォール施工 ガラス施工	サッシ・ガラス施工科
畳製作	畳科
内装仕上げ施工	インテリア科 床仕上げ科
表装	インテリア科 表具科
左官 タイル張り	左官・タイル科
れんが積み	ブロック建築科 築炉科
築炉	築炉科
ブロック建築 イーエルシーパネル施工	ブロック建築科
熱絶縁施工	熱絶縁科
冷凍空気調和機器施工	冷凍空調機器科
配管	配管科 住宅設備機器科
ビル設備管理	建築物設備管理科
土 木 分 野	
さく井	さく井科
ウエルポイント施工	さく井科 土木科

注）（ ）内は他分野で取得可能な免許職種です。

*「電子回路接続」「バルコニー施工」には試験の免除及び48時間講習の受講資格はありません。

検定職種	免許職種
農 林 分 野	
園芸装飾	園芸科
造園	造園科 森林環境保全科
木 材 加 工 分 野	
木型製作	木型科
木工機械整備 機械木工 家具製作 建具製作	木工科
製材のこ目立て	木工科（製材機械科）
工業包装	工業包装科
工 芸 分 野	
漆器製造	木材工芸科 漆器科
竹工芸	竹工芸科
貴金属装身具製作	貴金属・宝石科
印章彫刻	印章彫刻科
塗装 塗料調色	塗装科
資 材 加 工 分 野	
紙器・段ボール箱製造	紙器科
プラスチック成形 強化プラスチック成形	プラスチック製品科
ガラス製品製造	ガラス科
陶磁器製造	陶磁器科
石材施工 コンクリート積みブロック施工	石材科
織 維 分 野	
染色	染色科
ニット製品製造	ニット科
婦人子供服製造	洋裁科
紳士服製造	洋服科
布はく縫製	縫製科
和裁	和裁科
寝具製作	寝具科

検定職種	免許職種
織 維 分 野	
帆布製品製造	帆布製品科
食 品 加 工 分 野	
製麺	麺科
パン製造 菓子製造	パン・菓子科
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	食肉科
水産練り製品製造	水産物加工科
みそ製造 酒造	発酵科
調理	日本料理科 中国料理科 西洋料理科
印 刷 分 野	
製版 印刷	製版・印刷科
製本	製本科
美 術 分 野	
広告美術仕上げ	広告美術科
サ ー ビ ス 分 野	
写真	写真科
フラワー装飾	フラワー装飾科
ビルクリーニング	建築物衛生管理科
検 査 分 野	
化学分析	化学分析科 公害検査科
福 祉 分 野	
義肢・装具製作	義肢装具科
過去に実施していた検定職種の例（参考）	
工業彫刻	機械科
眼鏡レンズ加工	光学ガラス科
織機調整	織機調整科
ほうろう加工	ほうろう製品科
浴槽設備施工	配管科 住宅設備機器科
家庭用電気治療器調整	理化学機器科

3 指定された学歴・資格の取得

下記の学歴・資格などで、申請により職業訓練指導員免許を受けることができます。

※なお、(2)による申請を希望される方は、厚生労働省の定めによる科目を履修してしなければなりません。申請する前に照合する必要がありますので、必ず事前に4ページの問い合わせ先にご相談ください。

(1) 職業能力開発総合大学校の特定の訓練課程を修了した者

- ①長期養成課程の修了者
- ②短期養成課程の修了者（職業能力開発総合大学校の長が認める者に限る）
- ③職種転換課程の修了者

(2) 大学等で免許職種に関する科目を履修し、 高等学校の教員の普通免許状を所持している者

高等学校の教員の普通免許状は下記教科のものに限ります。

- 工業 ●工業実習 ●農業 ●農業実習 ●水産 ●水産実習 ●商業 ●商業実習
- 家庭 ●家庭実習 ●看護 ●看護実習 ●情報 ●情報実習 ●福祉 ●福祉実習

平成29年3月24日発行 登録番号 (28) 295

編集・発行 東京都産業労働局雇用就業部能力開発課

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1

印刷 株式会社騰栄社

つくる人を 育む



古紙配合率70%再生紙を使用しています
石炭系顔料を含まないインキを使用しています



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。